

東土第72008号
平成29年3月15日

株式会社 フタバ
代表取締役 岸田 隆男 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



一般建設業の許可について（通知）

平成29年3月3日付けで申請のありました一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	徳島県知事許可（般-29）第7359号
許 可 年 月 日	平成29年5月20日
許可の有効期間	平成29年5月20日から平成34年5月19日まで
建設業の種類	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 平成34年4月19日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)